

年企発 0728 第 1 号

令和 3 年 7 月 28 日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
(公印省略)

「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について

「確定拠出年金制度について」（平成 13 年 8 月 21 日年発第 213 号）の別紙「確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）」が令和 3 年 7 月 28 日付けで改正され、運用の指図を行っている加入者等の同意を得て提示運用方法から運用の方法を除外する場合の取扱いについて、既に保有している運用の方法の売却を伴わない方法により除外することができることとされたことに伴い、「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」（平成 13 年 9 月 27 日企国発第 18 号）の別紙を別添のとおり改正し、令和 3 年 7 月 28 日より適用することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について（平成13年9月27日企国発第18号）新旧対照表

（別紙1）

新			旧		
（別紙1） 承認要件等 （略）			（別紙1） 承認要件等 （略）		
規約記載事項	規約承認事項	審査要領	規約記載事項	規約承認事項	審査要領
法第3条第3項	・第3条第3項に掲げる事項が定められていること	・企業型年金規約の申請にあたり、厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者（60歳以上の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者資格を喪失することを定める場合にあつては、60歳に達した日の前日において当該事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者であった者で60歳に達した日以後引き続き当該事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者（当該企業型年金規約に定める資格喪失年齢に達していない者に限る。）のうち60歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であった者（当該事業所において実施され、又は実施されていた厚生年金基金、確定給付企業年金、中小企業退職金共済法の規定による退職金共済（以下「退職金共済」という。）又は退職手当制度であつて資産管理機関が当該制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けたものが適用されていた者を含む。）の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、労働組合がないときは当該第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者と十分協議した上で、それらの同意がなされていること。（これまでの労使協議の経緯、過半数を代表する者の選出方法等を十分確認すること。）	法第3条第3項	・第3条第3項に掲げる事項が定められていること	・企業型年金規約の申請にあたり、厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者（60歳以上の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者資格を喪失することを定める場合にあつては、60歳に達した日の前日において当該事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者であった者で60歳に達した日以後引き続き当該事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者（当該企業型年金規約に定める資格喪失年齢に達していない者に限る。）のうち60歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であった者（当該事業所において実施され、又は実施されていた厚生年金基金、確定給付企業年金、中小企業退職金共済法の規定による退職金共済（以下「退職金共済」という。）又は退職手当制度であつて資産管理機関が当該制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けたものが適用されていた者を含む。）の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、労働組合がないときは当該第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者と十分協議した上で、それらの同意がなされていること。（これまでの労使協議の経緯等を十分確認すること。）

<p>1～6の2 (略)</p> <p>7. 事業主掛金の額の算定方法その他その拠出に関する事項</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 事業主掛金について、定額又は給与に一定の率を乗じる方法その他これに類する方法により算定した額(簡易企業型年金を実施する場合は、定額)によることが定められていること。</p>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、実施事業所ごとに企業型年金加入者全員に対して同じ「定額」、「一定の率」又は「定額プラス一定の率」を用いていること。(すなわち、企業型年金加入者によって額や率が異なっていないこと。) ・企業型年金加入者間で事業主掛金額に差を設ける場合にあつては、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示第430号)の「基本的な考え方」を踏まえ、労働協約等における給与及び退職金等の労働条件が異なるなど事業主掛金額に差を設けることにつき合理的な理由があること。 ・「給与」については、「確定拠出年金制度について」第1の2に従って定めていること。 ・労使合意により給与等を減額した上で、当該減額部分を事業主掛金として拠出し企業型年金の個人別管理資産として積み立てるか、給与等への上乗せで受け取るかを従業員が選択する仕組みにより企業型年金を実施する場合は、社会保険・雇用保険等の給付額にも影響する可能性を含めて従業員に正確な説明がなされていること。(これまでの労使協議の経緯、過半数を代表する者の選出方法等を十分確認すること。) 	<p>1～6の2 (略)</p> <p>7. 事業主掛金の額の算定方法その他その拠出に関する事項</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 事業主掛金について、定額又は給与に一定の率を乗じる方法その他これに類する方法により算定した額(簡易企業型年金を実施する場合は、定額)によることが定められていること。</p>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、実施事業所ごとに企業型年金加入者全員に対して同じ「定額」、「一定の率」又は「定額プラス一定の率」を用いていること。(すなわち、企業型年金加入者によって額や率が異なっていないこと。) ・企業型年金加入者間で事業主掛金額に差を設ける場合にあつては、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示第430号)の「基本的な考え方」を踏まえ、労働協約等における給与及び退職金等の労働条件が異なるなど事業主掛金額に差を設けることにつき合理的な理由があること。 ・「給与」については、「確定拠出年金制度について」第1の2に従って定めていること。 ・労使合意により給与等を減額した上で、当該減額部分を事業主掛金として拠出し企業型年金の個人別管理資産として積み立てるか、給与等への上乗せで受け取るかを従業員が選択する仕組みにより企業型年金を実施する場合は、社会保険・雇用保険等の給付額にも影響する可能性を含めて従業員に正確な説明がなされていること。(これまでの労使協議の経緯等を十分確認すること。)
<p>7の2～8の2 (略)</p> <p>8の3. 運用の方法の除外に係る手続に関する事項</p>	<p>(2)～(4) (略)</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除外に係る手続に関する事項が企業型年金規約に定められていること。 <p>(参考)</p> <p>法第26条第1項 企業型運用関連運営管理機関</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除外に係る具体的なプロセスが企業型年金規約に定められていること。その際、企業型年金加入者等に対し、適切に周知等が行われていること。 ・除外運用指図者に通知をした日から同意又は不同意の意思表示を受けな 	<p>7の2～8の2 (略)</p> <p>8の3. 運用の方法の除外に係る手続に関する事項</p>	<p>(2)～(4) (略)</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除外に係る手続に関する事項が企業型年金規約に定められていること。 <p>(参考)</p> <p>法第26条第1項 企業型運用関連運営管理機関</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除外に係る具体的なプロセスが企業型年金規約に定められていること。その際、企業型年金加入者等に対し、適切に周知等が行われていること。 ・除外運用指図者に通知をした日から同意又は不同意の意思表示を受けな

	<p>等は、提示運用方法から運用の方法を除外しようとするときは、企業型年金規約で定めるところにより、当該除外しようとする運用の方法を選択して運用の指図を行っている企業型年金加入者等(以下「除外運用方法指図者」という。)(所在が明らかでない者を除く。)の3分の2以上の同意を得なければならない。ただし、当該運用の方法に係る契約の相手方が欠けたことその他厚生労働省令で定める事由により当該運用の方法を除外しようとするときは、この限りでない。</p> <p>法第26条第2項 企業型運用関連運営管理機関等は、企業型年金規約で定めるところにより、除外運用方法指図者に前項の同意を得るための通知をした日から3週間以上で企業型年金規約で定める期間を経過してもなお除外運用方法指図者から同意又は不同意の意思表示を受けなかった場合は、当該除外運用方法指図者は同項の同意をしたものとみなすことができる。この場合において、当該通知には、その旨を記載しなければならない。</p> <p>法第26条第3項 企業型運用関連運営管理機関等は、第1項の規定により運用の方法を除外したときは、その旨を除外運用方法指図者に通知しなければならない。</p> <p>法第26条第4項 企業型運用関連運営管理機関等は、除外運用方法指図者の所在</p>	<p>かった場合に同意したものとみなすことができる期間(3週間以上であること)及び方法が企業型年金規約に定められていること。</p> <p>・除外運用指図者の所在が明らかでないために通知できない場合の公告について、官報、インターネットへの掲載その他具体的な方法が企業型年金規約に定められていること。</p> <p>〔運用の方法の除外の手続についての企業型年金規約の記載例〕</p> <p>1 確定拠出年金運営管理機関は、労使で十分に議論・検討された結果を踏まえ、どの運用の方法を除外しようとするか及び除外の方法を決定する。</p> <p>2 確定拠出年金運営管理機関等は、除外しようとする運用の方法を選択して運用の指図を行っている企業型年金加入者等(以下「除外運用方法指図者」という。)(に当該運用の方法を除外する旨及び除外の方法を通知した上で、法第26条第1項の運用の方法の除外に係る同意を得る(通知を行った日から30日以内〔※3週間以上の期間を定める〕に書面〔※同意を得る方法を記載する〕による回答がない場合には、その旨を通知に明記した上で、当該除外運用指図者は同項の同意をしたものとみなす。))。</p> <p>3 除外運用方法指図者(所在が明らかでないものを除く)の3分の2以上の同意が得られた場合、除外することが決定したことを企業型年金加入者等に周知した上で、他の運用の方法へ運用の指図を変更するよう、除外運用方法指図者に促す。</p>		<p>等は、提示運用方法から運用の方法を除外しようとするときは、企業型年金規約で定めるところにより、当該除外しようとする運用の方法を選択して運用の指図を行っている企業型年金加入者等(以下「除外運用方法指図者」という。)(所在が明らかでない者を除く。)の3分の2以上の同意を得なければならない。ただし、当該運用の方法に係る契約の相手方が欠けたことその他厚生労働省令で定める事由により当該運用の方法を除外しようとするときは、この限りでない。</p> <p>法第26条第2項 企業型運用関連運営管理機関等は、企業型年金規約で定めるところにより、除外運用方法指図者に前項の同意を得るための通知をした日から3週間以上で企業型年金規約で定める期間を経過してもなお除外運用方法指図者から同意又は不同意の意思表示を受けなかった場合は、当該除外運用方法指図者は同項の同意をしたものとみなすことができる。この場合において、当該通知には、その旨を記載しなければならない。</p> <p>法第26条第3項 企業型運用関連運営管理機関等は、第1項の規定により運用の方法を除外したときは、その旨を除外運用方法指図者に通知しなければならない。</p> <p>法第26条第4項 企業型運用関連運営管理機関等は、除外運用方法指図者の所在</p>	<p>かった場合に同意したものとみなすことができる期間(3週間以上であること)及び方法が企業型年金規約に定められていること。</p> <p>・除外運用指図者の所在が明らかでないために通知できない場合の公告について、官報、インターネットへの掲載その他具体的な方法が企業型年金規約に定められていること。</p> <p>〔運用の方法の除外の手続についての企業型年金規約の記載例〕</p> <p>1 確定拠出年金運営管理機関は、労使で十分に議論・検討された結果を踏まえ、どの運用の方法を除外しようとするかを決定する。</p> <p>2 確定拠出年金運営管理機関等は、除外しようとする運用の方法を選択して運用の指図を行っている企業型年金加入者等(以下「除外運用方法指図者」という。)(に当該運用の方法を除外する旨を通知した上で、法第26条第1項の運用の方法の除外に係る同意を得る(通知を行った日から30日以内〔※3週間以上の期間を定める〕に書面〔※同意を得る方法を記載する〕による回答がない場合には、その旨を通知に明記した上で、当該除外運用指図者は同項の同意をしたものとみなす。))。</p> <p>3 除外運用方法指図者(所在が明らかでないものを除く)の3分の2以上の同意が得られた場合、除外することが決定したことを企業型年金加入者等に周知した上で、他の運用の方法へ運用の指図を変更するよう、除外運用方法指図者に促す。</p> <p>4 確定拠出年金運営管理機関</p>
--	---	---	--	---	---

<p>9～12 (略)</p>	<p>が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、同項の通知に代えて、当該運用の方法が除外された旨を公告しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>4 確定拠出年金運営管理機関は運用の方法を除外した旨、除外運用方法指図者に通知する。</p> <p>5 確定拠出年金運営管理機関は、除外運用方法指図者の所在が明らかでないため4の通知をすることができないときは、4の通知に代えて、当該運用の方法が除外された旨をインターネットの利用により公告しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>9～12 (略)</p>	<p>が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、同項の通知に代えて、当該運用の方法が除外された旨を公告しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>は運用の方法を除外した旨、除外運用方法指図者に通知する。</p> <p>5 確定拠出年金運営管理機関は、除外運用方法指図者の所在が明らかでないため4の通知をすることができないときは、4の通知に代えて、当該運用の方法が除外された旨をインターネットの利用により公告しなければならない。</p> <p>(略)</p>
-----------------	---	--	-----------------	---	--